

特殊詐欺被害の未然防止に向けた当組合の取組みについて

令和 3 年 3 月 1 日
西宇和農業協同組合

当組合では、愛媛県警からの特殊詐欺被害の未然防止に向けた取組み要請も踏まえ、一部のお客さまを対象に、下記のとおり J A 貯金口座でのお取引を制限させていただくことといたしましたのでお知らせいたします。

全国的に特殊詐欺(振り込め詐欺、還付金詐欺など)が多発する中、昨今は犯罪グループが、警察官や自治体職員を騙り、ご高齢の方からキャッシュカードを騙し取る預貯金詐欺やキャッシュカードをすり替えるキャッシュカード詐欺盗等手口も巧妙化し、被害がますます拡大していくことが懸念されています。

今回の取組みは、このような詐欺被害に対し、お客さまの大切な貯金をお守りするための対策ですので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

◎愛媛県内金融機関（伊予銀行、愛媛銀行、愛媛信用金庫）と連携した新たな取組み

「80歳以上のお客さま」を対象に、特殊詐欺被害拡大を防止するためキャッシュカードによるATMでの1日あたりの出金・振込限度額を制限させていただきます。

◎J Aバンクえひめ独自の取組み

「70歳以上、3年以上取引無しのお客さま」を対象に、被害を完全に防止するためATMを利用した出金・振込取引を出来なくする対応を継続させていただいております。

◎留意事項

対象となったお客さまで、利用制限を希望されないお客さまは、お取引のある店舗窓口までお申し出ください。

以 上

本件に関するお問い合わせ
西宇和農業協同組合
金 融 部
(0894) 24-1118